

宿驛

十間 小山宿 一里一十三町五十九間半 大町新田宿 二十五町五十七間 小金井宿 一

里一十四町八間半 石橋宿 一里二十五町三十九間半 河内郡雀宮宿三十六度三十分、二

里三町二十七間半 宇都宮池上町三十六度三十三分半、二里一十六町五十八間半至宇都宮城大手一

丁四十八間 白澤宿 一里二十九町一十二間半至鬼怒川岸一丁三十七間半 鹽谷郡氏家宿 一里二十七町

四十九間 喜連川三十六度四十三分、二里三十四町四十四間 那須郡佐久山三十六度四十

八分半、一里二十七町五十五間半 大田原 二里二十二町四十六間 鍋掛宿 一十町二十

七間 越堀宿三十六度五十六分半、二里六町四十三間 蘆野 二里三十四町五間至國界前

二里一十三丁二十一間 盤城國白川郡白坂宿略

〔延喜式兵部二十八〕諸國驛傳馬略

下野國驛馬足利三鴨田部衣川新傳馬安蘇郡賀芳賀鹽田磐上黒川各十疋那須郡各五疋

〔續日本紀光仁三十一〕寶龜二年十月己卯太政官奏略中其東山驛路從上野國新田驛達下野國足利驛

此便原作使道也

〔下野國誌郷名存廢〕一本足利驛を餘戸驛に作る、また和名抄にも餘戸驛家と記したり、續日本

紀に、光仁天皇寶龜二年冬十月己卯太政官奏云々、其東山驛路從上野國新田驛達下野國足利

驛、此使道也云々とみえたり、足利驛は今に存す、三鴨驛は都賀郡下津原と云所なり、和名抄に

は三島驛家と誤て記したり、田郡驛は今多功驛に作りて存す、そも藤原奈良の朝の法は、

五十里に一驛を置とあれば、今道八里餘りの間にあること考て知るべし、衣川驛は宇都宮の

東の方にて、今の石井村のあたりなるべし、回國雜記にも、宇都宮より常陸の小栗へ行給ふ條

に、衣川と云所にて云々とみえたり、新田驛は氏家の東なる櫻野村、上野新田といふ所なりと

いへり、中昔までは、ニヒタと呼びしを、ことなる櫻の太木ありて、をちこち人の愛あへりしよ